二戸地区広域行政事務組合介護支援専門員資格取得等助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 構成市町村内事業所における介護支援専門員の確保並びに職場への定着を促進し、もって構成市町村内における安定的な介護サービス等の提供体制の確保及び質の向上を図るため、介護支援専門員の資格取得等に要する経費に対し、予算の範囲内で、二戸地区広域行政事務組合補助金交付規則(平成8年二戸地区広域行政事務組合規則第1号)において準用する二戸市補助金交付規則(平成18年二戸市規則第60号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 構成市町村 二戸地区広域行政事務組合を構成する市町村をいう。
  - (2) 構成市町村内事業所 構成市町村内に所在する介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者をいう。
  - (3) 介護支援専門員実務研修受講試験 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づき都道府県 知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験をいう。
  - (4) 介護支援専門員実務研修 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第113条の4 第1項に規定する研修をいう。
  - (5) 介護支援専門員再研修 介護保険法施行規則第113条の16第1項に規定する再研修をいう。
  - (6) 介護支援専門員証 介護保険法第69条の7第1項に規定する都道府県が交付する専門員証をいう。

(補助金交付の対象等)

第3条 補助金交付の対象、補助事業の内容及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、国、地方公共団体、公益団体等から同種の補助金等を受けている者は、補助金の交付を受けることができない。

(提出書類及び提出期日)

第4条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりと する。ただし、管理者がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 管理者は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、二戸地区広域行政事務組合介護支援専門員資格取得費補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
  - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1(第3条関係)

補助対象事業 補助金交付の対象 補助事業の内容及び補助 介護支援専門 該当する年度の介護支援専門員実務研修受講 介護支援専門員実務研修	<b>か金の額</b>		
↑介護支援専門│該当する年度の介護支援専門員宝務研修受講│介護支援専門員宝務研修			
/ lexix iii   wa / o   ko / lexix iii ex will be / lexix iii ex wi	介護支援専門員実務研修受講試		
員実務研修受   試験を受験した者のうち、次の(1)、(2)に掲げ   験受験手数料			
講試験受験助   るいずれかの要件を満たす者であること。(			
成 事業者が経費を負担した場合は経費を負担し 上記に要する経費の10分	上記に要する経費の10分の10に		
た事業者)   相当する額とする。 (=	相当する額とする。(千円未満		
(1) 構成市町村内事業所で就労している者 切捨て)			
(2) 構成市町村内に住民登録があり、構成市			
町村内事業所で就労を希望している者			
介護支援専門 該当する年度の介護支援専門員実務研修受講 介護支援専門員実務研修	<b>多受講料</b>		
員資格取得・   試験に合格した者のうち、次に掲げる全ての   (テキスト代を含む。)	)、介護		
就労助成   要件を満たす者であること。(事業者が経費   支援専門員証交付申請号	手数料		
を負担した場合は経費を負担した事業者)			
(1) 介護支援専門員実務研修の課程を修了し、上記に要する経費の10分	うの10に		
県知事の登録を受け、介護支援専門員証の 相当する額とする。 (=	F円未満		
交付を受けた者 切捨て)			
(2) 前号の登録を受けた後、構成市町村内事			
業所において、介護支援専門員として就労			
を開始した者又は就労予定の者			
介護支援専門 次に掲げる全ての要件を満たす者であること。介護支援専門員再研修	受講料(		
員再研修受講   (事業者が経費を負担した場合は経費を負担   テキスト代を含む)、3	个護支援		
・就労助成 した事業者) 専門員証交付申請手数料	斗		
(1) 該当する年度の介護支援専門員証の交付			
を受けるための再研修を修了し、かつ、介 上記に要する経費の10分	うの10に		
護支援専門員証の交付を受けた者 相当する額とする。 (=	F円未満		
(2) 前号の交付を受けた後、構成市町村内事 切捨て)			
業所において、介護支援専門員として就労			
を開始した者又は就労予定の者			

備考 この表において「就労」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣による就労は含まないものとする。

## 別表第2 (第4条関係)

別表第2(第4分			13 441	I H A L H H H
補助対象事業	条項	提出する書類及び添付書類	様式	提出期日
介護支援専門	規則第4	二戸地区広域行政事務組合介護支援	第1号	介護支援専門員実
員実務研修受	条の規定	専門員資格取得費補助金交付申請書		務研修受講試験実
講試験受験助	による書	(以下「交付申請書」という。)		施の日から30日以
成	_ 類	二戸地区広域行政事務組合介護支援	第2号	内
		専門員資格取得等助成事業補助金計		
		算書(以下「計算書」という。)		
		1 補助対象経費の支払いに係る領		
		収書(当該領収書の宛名が補助金		
		の交付を受けようとする者である		
		ものに限る。以下「領収書」とい		
		う。) の写し		
		2 構成市町村外に住民登録がある		
		者は、住民票の写し		
	規則第13	二戸地区広域行政事務組合介護支援	第5号	交付決定から30日
	条第1項	専門員資格取得費補助金請求書(以		以内又は該当する
	の規定に	下「請求書」という。)		年度の3月31日の
	よる書類	介護支援専門員資格取得等助成事業	第2号	いずれか早い日
		補助金精算書(以下「精算書」とい		
		う。)		
介護支援専門	規則第4	交付申請書	第1号	介護支援専門員証
員資格取得・	条の規定	計算書	第2号	の交付を受けた日
就労助成	による書	1 領収書の写し	3127	から30日以内又は
11/12/17/17/2	類	2 構成市町村外に住民登録がある		該当する年度の3
	<del>次</del>   	者は、住民票の写し		月31日のいずれか
		有は、住民宗の子し 		·
	10 01 65 1 0	**	<i>h</i> h = □	早い日
	規則第13	請求書	第5号	該当する年度の3
	条第1項	精算書	第2号	月 31 日
	の規定に	二戸地区広域行政事務組合介護支援	第3号	
	よる書類	専門員資格取得等助成事業就労(見		
		込) 証明書(以下「就労(見込) 証		
		明書」という。)		
		1 介護支援専門員証の写し		
介護支援専門	規則第4	交付申請書	第1号	介護支援専門員証
員再研修受講	条の規定	計算書	第2号	の交付を受けた日
・就労助成	による書	1 領収書の写し		から30日以内又は
	_ 類	2 構成市町村外に住民登録がある		該当する年度の3
		者は、住民票の写し		月31日のいずれか
		110. ( ) 12. (A) ( ) ( )		早い日
	規則第13	請求書	第5号	該当する年度の3
	条第1項	精算書	第2号	月 31 日
	の規定に	就労(見込)証明書	第3号	
	よる書類	1 介護支援専門員証の写し		
		2 研修を終了したことを証明する		
		書類(研修を行った者が交付したも		
		のに限る。)の写し		